

我が国農業の発展に向けた農業経営の安定化について

我が国農業は、生産資材価格の高騰や農産物価格の下落による農業所得の減少に加え、農業者の高齢化が進行し、耕作放棄地や低利用農地等の拡大により食料自給力が低下するなど危機的な状況にある。

こうした中で、新政権において「農業者戸別所得補償制度」等の新たな所得補償制度の導入が予定されているほか、農林水産物に関する国際交渉の進展も見込まれている。

これらの制度の創設や交渉にあたっては、農業者が将来展望をもって安定的な農業経営を展開でき、我が国農業の持続的な発展を可能とするよう、下記事項に配慮することを求める。

- 1 農業者戸別所得補償制度など、新たに導入される制度については、農業者等地域の意見・要望を十分踏まえるとともに、地方の農業・農村振興に必要な事業が中止または縮小されることがないように、地方と十分に協議し、その実情が適切に反映されたものとする。
- 2 これまで推進してきた担い手や集落営農組織の育成対策の趣旨が今後とも十分に活かされるよう、担い手等の意欲に資する措置を取り込んだものとする。
- 3 WTOやFTA等の国際交渉にあたっては、国内における食料の安全・安定供給、食料自給率の向上、農業・農村の振興を損なうことがないようにすること。

平成21年10月19日

北海道知事 高橋はるみ
青森県知事 三村 申吾
岩手県知事 達増 拓也
秋田県知事 佐竹 敬久